

プール学院大学学生国際交流規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学（以下「本学」という。）の学生で、プール学院大学学則（以下「学則」という。）第28条第2項及び第36条の規定により外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）、その他本学が教育上有益と認めた外国の団体等（以下「外国の団体等」という。）において活動・学習しようとする者及び外国の大学等の学生で学則第49条の規程により本学の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）の取り扱いについて、必要事項を定めることを目的とする。

(外国の大学等及び外国の団体等との協議)

第2条 学則第28条第2項及び第49条の規定による本学と外国の大学等及び外国の団体等との協議は、次に掲げる事項について、あらかじめ地域・国際委員会の発議を受け、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲又は活動・学習内容
- (2) 学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間又は活動・学習期間
- (5) その他の必要な事項

2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行うものとする。

第2章 派遣学生

(出願手続き)

第3条 派遣学生として、外国の大学等の授業科目を履修または外国の団体等で活動しようとする者は、別に定める期間内に学長に願出しなければならない。

(派遣の許可)

第4条 前条の願出があった時は、学長はこれを許可する。

(外国の大学等及び団体等における履修・活動期間)

第5条 外国の大学等で履修する派遣学生の履修期間及び外国の団体等で活動する派遣学生の活動・学習期間は、原則として1年以内とする。

ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、さらに1年以内に限りその延長を許可することができる。

2 前項の履修期間ならびに活動・学習期間は、通年して2年を超えることができない。

(在学年限の取扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間及び活動・学習期間は、本学の在学年限に含めるものとする。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は、履修または活動・学習が終了したときは、帰国の日から1月以内に学長に履修報告及び当該外国の大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。外国の団体等で活動（海外学習）した者については、当該団体等の責任者の交付する認定書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が外国の大学等において修得した単位は、学業成績証明書に基づき学則第28条第2項（学則第36条において準用する場合を含む。）の規定により、本学において修得したものとみなす。また、外国の団体等においての活動・学習は、認定書に基づき単位を認定する。

(授業料)

第9条 派遣学生は、学則に定める授業料を納付するものとする。

(海外学習助成金)

第9条の2 派遣学生は、学則に定める各期授業料を上限として海外学習助成金を支給することができる。

2 海外学習助成金の支給手続きについては別に定める。

(履修許可の取り消し)

第10条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、当該外国の大学等の長または外国の団体等の長と協議の上、履修又は活動・学習の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修及び活動・学習の成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 派遣学生として、当該外国の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき

2 学長は、前項の履修許可の取り消しを行おうとするときは、あらかじめ教授会の意見を聞くものとする。

第3章 特別聴講生

(受入れの許可)

第11条 特別聴講学生の受け入れの許可は、学長が行う。

(学業成績証明書)

第12条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学長は、教務部長の報告に基づき、学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第13条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学金及び授業料)

第14条 特別聴講学生に係る検定料及び入学金は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生に係る授業料は、在学期間分に相当する額を当該期間における当初の月に徴収するものとする。ただし、本学と外国の大学等との間における大学間交流協定その他これに準ずるものにおいて、当該特別聴講学生の授業料が不徴収とされているときは、徴収しない。
- 3 納付した授業料は、返還しない。

(実験実習費)

第15条 実験及び実習に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(準用)

第16条 第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、1997(平成9)年 7月15日から施行する。

1999(平成11)年 4月 1日改正施行

2000(平成12)年 4月 1日改正施行

2003(平成15)年 4月 1日改正施行

2003(平成15)年10月 1日改正施行

2005(平成17)年 4月 1日改正施行

2012(平成24)年 4月 1日改正施行

2015(平成27)年 4月 1日から改正施行する。